

わが国初の教育関係主要法令の総合的・体系的  
コンメンタールの決定版!!

# 教育法令コンメンタール

## 本書の特色

### 1. 戦後60年の文教施策の総決算!

昭和22年に「教育基本法」と「学校教育法」が制定され60年余を経過した現在までの経緯と、過去の様々な変遷を踏まえた上で、現行法令の運用のポイントについて、詳細かつ適切な解説を掲載しました。

### 2. 現行法令の解釈と運用をわかりやすく解説!

実際の行政実務に即して、具体的な通知・通達、行政実例、判例等を参考に挙げながら、現行法令の解釈と運用をわかりやすく解説しました。

### 3. 体系的・機能的に解説!

教育法令をより適切に理解するために、逐条的に解説するだけでなく、関連する条文や他の法令を事項別に分類・整理し、体系的・機能的に解説しました。

### 4. 教育関係各機関に法解釈のための共通のフィールド(場)を提供!

あらゆる教育活動や教育行政を連携して行う際に生じる、様々な法的あるいは制度上の問題を解決する上で、国・地方自治体・学校・個人の共通のフィールドとして、本書を活用していただけます。



編集 ● 教育法令研究会  
体裁 ● A5判・加除式・全9巻  
定価 ● 本体29,200円＋税

# 関連法令も包括して総合的に詳細、緻密、平易

## 内容構成《抜粋》

### 第1巻

索引  
教育基本  
生涯学習

#### 事項別索引

#### 法律・条文別索引

#### 第1編 教育基本法

- 第1章 制定の経緯
- 第2章 改正の経緯と趣旨
- 第3章 条文解説

教育の目的・目標／教育の機会均等／義務教育／学校教育／教員／家庭教育／幼児期の教育／学校、家庭教育及び地域住民等の相互の連携協力／教育行政／教育振興基本計画

- 第4章 附属資料（制定時）
- 第5章 附属資料（改正時）

#### 第2編 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律

- 第1章 制定の経緯
- 第2章 条文解説

総則／生涯学習の振興に資するための都道府県の事業／地域生涯学習振興基本構想／生涯学習審議会等

### 第2巻

学校教育(1)  
学校教育

#### 学校教育法

- 第1章 学校の設置・管理  
学校の範囲と種類／学校の設置者
- 第2章 学校の職員  
総則／小学校及び中学校の職員・校務分掌
- 第3章 学校の目的・目標等  
小学校の目的・目標等／中学校の目的・目標等
- 第4章 学校の実施活動  
修業年限・学年・授業日等／体験活動の充実／教育課程（教育計画）
- 第5章 就学
- 第6章 児童生徒の在籍管理  
入学／退学、休学、転学等／出席停止
- 第7章 学校施設の利用
- 第8章 雑則
- 第9章 罰則

### 第3巻

学校教育(2)  
教科書・保健・安全・給食

#### 第1編 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

- 第1章 総則
- 第2章 教科用図書の無償給付及び給与
- 第3章 教科用図書の採択
- 第4章 教科用図書の発行
- 第5章 罰則

#### 第2編 教科書の発行に関する臨時措置法

- 第1章 総則
- 第2章 教科書目録及び教科書展示会
- 第3章 教科書の発行手続及び定価
- 第4章 雑則

#### 第3編 学校保健法

- 第1章 通則
- 第2章 学校環境の衛生安全
- 第3章 健康診断及び健康相談
- 第4章 伝染病の予防

- 第5章 学校保健の人的組織
- 第6章 地方公共団体の援助及び国の補助
- 第7章 雑則

#### 第4編 学校給食法

- 序章 総則
- 第1章 総則
- 第2章 関係機関の任務
- 第3章 学校給食関係職員
- 第4章 経費の負担
- 第5章 国の補助

### 第3-II巻 学校教育(3)

著作権

#### 著作権法

- 第1章 著作権法の目的と構造
- 第2章 著作権法の保護客体（著作物）
- 第3章 著作権法の権利主体（著作者）
- 第4章 著作者の有する権利
- 第5章 著作権の制限
- 第6章 著作権の保護期間

### 第4巻 教職員(1)

身分取扱

#### 地方公務員法

#### 教育公務員特例法

#### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

- 第1章 総則  
教職員の身分取扱いに関する適用法令／一般職と特別職
- 第2章 任用  
任命権者・県費負担教職員の任用
- 第3章 職階制
- 第4章 勤務条件
- 第5章 分限及び懲戒  
分限及び懲戒の基準／分限／懲戒／指導が不適切な教員の転職措置
- 第6章 服務  
服務の根本基準／職務に専念する義務
- 第7章 研修  
初任者研修／十年経験者研修
- 第8章 勤務評定
- 第9章 厚生福利制度
- 第10章 公務災害補償
- 第11章 勤務条件に関する措置の要求
- 第12章 不利益処分に関する不服申立て
- 第13章 職員団体
- 第14章 単純労務職員
- 第15章 罰則

### 第5巻 教職員(2)

給与

#### 地方公務員法

#### 一般職の職員の給与に関する法律

- 第1章 給与に関する諸原則  
給与の決定に関する原則／給与の支給に関する原則
- 第2章 教員の給与に関する特別の取扱い
- 第3章 給料  
給料の定義、性格／給料表／昇格等
- 第4章 諸手当  
諸手当の意義・種類／扶養手当
- 第5章 休職者の給与
- 第6章 非常勤職員の給与

### 第6巻 教職員(3)

資格及び免許／定数

#### 第1編 教育職員免許法

- 第1章 校長・教頭の資格

積極的資格／消極的資格

- 第2章 教員の免許  
免許主義／免許状の種類及び効力等／免許状の授与／教育職員検定

#### 第2編 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

- 第1章 総則
- 第2章 学級編制の標準
- 第3章 小・中学校の教職員定数  
小・中学校の教職員定数の標準／校長の定数の標準
- 第4章 特殊教育諸学校の教職員定数
- 第5章 教職員定数の算定に関する特例等

#### 第3編 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

- 第1章 総則
- 第2章 (欠)
- 第3章 公立の高等学校の適正な配置及び規模  
公立の高等学校の適正な配置及び規模／公立の高等学校の学校規模
- 第4章 公立の高等学校等の学級編制の標準
- 第5章 公立の高等学校等の教職員定数の標準
- 第6章 公立の特殊教育諸学校の高等部の学級編制の標準
- 第7章 公立の特殊教育諸学校の教職員定数の標準
- 第8章 教職員定数の算定の特例等

### 第7巻 教育行政

#### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

- 第1章 教育委員会の設置及び組織  
教育委員会の設置及び組織／教育委員会の委員／事務局
- 第2章 教育委員会の権限と地方公共団体の長  
教育委員会の権限／地方公共団体の長との関係
- 第3章 教育行政機関相互の関係  
教育行政機関相互の関係／教育行政機関相互の調整等／指定都市に関する特例
- 第4章 教育委員会の運営  
教育委員会の会議／教育委員会規制の制定
- 第5章 教育機関  
教育機関の設置／学校運営協議会

### 第8巻 教育財政

#### 第1編 市町村立学校職員給与負担法

- 第1章 市町村立の小・中・特別支援学校の職員の給与負担
- 第2章 市町村立の定時制高等学校の職員の給与負担

#### 第2編 義務教育費国庫負担法

- 第1章 義務教育費の確保
- 第2章 教職員給与費等の国庫負担

#### 第3編 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律

- 第1章 総則
- 第2章 負担の対象範囲
- 第3章 工事費及び事務費
- 第4章 交付金の交付

## 内容見本 《縮小》

実務の参考となる「通知・通達、行政実例、判例等」を掲載しています。

### 通知・通達、行政実例、判例等

#### 【通知・通達】

〇地方公務員法の実施について（抄）

昭和三十六年十一月三十日 事務次官第三号  
各省通達教育委員会、地方自治庁長官、  
長通知

#### 第四 補則に関する事項

##### 一 特例

イ 第五十七条に規定する法律は、今後制定を予定されるもののみならず、現に存するもの、たとえば教育公務員特例法等の改正法律をも含むものであること。  
ロ 特例に関する法律の適用を受ける者は、すべて職員であることとに限りなく、特例に関する法律が制定されるまでは勿論、それが制定実施された場合においても原則としてこの法律の適用を受けるものであり、ただ法に対する特例の部分のみ優先するものであるにすぎないこと。

第一章 第一節 教職員の身分取扱いに関する適用法令

解説する事項に関連する「条文」を提示し、  
【解説】ついでおぼす。

#### 【行政実例】

〇公立大学の事務職員の規定の適用を受け

#### 【照会】

一 公立大学の「職員」の員及び専任の事務職員とを考へ、二 地公法

### 第一節 教職員の身分取扱いに関する適用法令

#### 地方公務員法

##### (この法律の目的)

第一条 この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もつて地方自治の本旨の実現に資することを目的とする。

最終改正（平成十五年法律一九号）

第一章 第一節 教職員の身分取扱いに関する適用法令

### 解説

#### 4 教育公務員としての身分取扱い（教育公務員特例法の趣旨）

教育公務員特例法

##### (この法律の趣旨)

第一条 この法律は、教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基づき、教育公務員の任免、給与、分限、懲戒、服務及び研修等について規定する。

#### 一 教特法の意義

教特法は、地公法の特例法であり、教育公務員の職務と責任の特殊性に基づき、その任免等について他の一般の公務員とは異なる取扱いを定めている。

これは、学校教育については、公教育として全般的な観点から教育水準の維持向上と教育の機会均等の確保を図ることが本来的に要請されており、このため教育に携わる公務員については、

第一章 第一節 教職員の身分取扱いに関する適用法令

# 末永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

## 加除式書籍とは？

◆法改正や最新事例の追加等によって「台本(原本)」の内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行する「追録」(有料)と不要な頁を差し替えることで、内容を補正・更新できる形態の書籍です。

=====ここが魅力=====

- 何年経っても情報の「確かさ」と「鮮度」を保ち続けることができる！
- 追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できる！
- 法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的！

## 商品を手にとって検討したい…

◆商品をお手にとって検討したいというお客様は、下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

## 購入後のメンテナンスは？

- ◆追録の差し替え作業は、無料で行います。弊社社員が直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧に加除作業を行います。
- ◆その他、書籍のページが欠落した、バインダーが壊れた等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

## 追録は購入しなければならないの？

- ◆常に最新内容でご利用いただけるよう、台本のご購入以降に発行される追録(有料)のご購読もお願いしています。
- ◆追録は、お客様からお届けの停止(購読中止)のご連絡をいただくまでは継続してお届けいたします。
- ◆ご利用条件については、商品ごとの「利用規約(規程)」でご案内しています。
- ◆年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

## 申し込み方法は？ 支払いは？

- ◆お申し込み方法は以下からお選び下さい。
  - 下記フリーダイヤルにてお申し込み下さい。
  - 弊社ホームページ
    - ※ホームページでは、新刊をはじめ各商品の詳しい情報をお届けしています。また、フリーワードやジャンル別等商品検索機能も活用いただけます。
  - 本カタログと併せてお届けした**申込書**にご記入の上、弊社宛にお申し込み下さい。
  - お客様の地域を担当する**弊社社員**にお申し込み下さい。
- ◆お申し込みをいただいた後、商品(台本)と請求書をお届けいたします。
- ◆お支払い方法(一括払い・分割払い等)やお支払いの時期については、同封の申込書に記載しています。ご不明な点は下記フリーダイヤルまでお問い合わせ下さい。

## 商品に関するご照会・お申し込み・追録差し換えのご依頼は

TEL ☎ 0120-203-694  
FAX ☎ 0120-302-640

※お客様の地域を担当する弊社社員へご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用下さい。  
※フリーダイヤル(TEL)の受付時間は土・日・祝日を除く9:00~17:30です。  
※FAXは24時間受け付けておりますので、併せてご利用ください。

## ホームページからのお申し込みは

第一法規

検索

<http://www.daiichihoki.co.jp>

※クレジットカードでもお支払いいただけます。  
※追録(有料)は、請求書でのお支払いとなります。



第一法規 株式会社

本社  
東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560



(618170) [0804]  
教コ× (618173) 2010.4 H1